

○生駒市生涯学習施設条例施行規則等の一部を改正する規則

(1) 生駒市生涯学習施設条例施行規則(平成24年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(使用の許可申請) 第4条 条例第8条第1項の規定により生涯学習施設の使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者(生駒市コミュニティセンターにあっては、教育委員会。次項、次条及び第7条から第9条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 2 前項の申請書は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで (使用許可書の交付等) 第5条 指定管理者は、生涯学習施設の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に交付するものとする。 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。	(使用の許可申請) 第4条 条例第8条第1項の規定により生涯学習施設の使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者(生駒市コミュニティセンターにあっては、教育委員会。次項、次条及び第7条から第9条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 2 前項の申請書は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで <u>3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。</u> <u>4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。</u> (使用許可書の交付等) 第5条 指定管理者は、生涯学習施設の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に<u>書面又は施設予約システムを使用する方法により</u>交付するものとする。 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。

3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 4 使用者がやむを得ない理由により生涯学習施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。 <u>(許可に関する手続の特例)</u> <u>第6条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは、条例第8条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。</u> <u>2 前2条の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、条例第8条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。</u>	3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 4 使用者がやむを得ない理由により生涯学習施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。 <u>第6条 削除</u>
--	--

(2) 生駒ふるさとミュージアム条例施行規則(平成25年10月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
(使用の許可申請) 第5条 条例第10条第1項の規定により多目的室の使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。 2 前項の申請書は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで	(使用の許可申請) 第5条 条例第10条第1項の規定により多目的室の使用の許可を受けようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。 2 前項の申請書は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 市民が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用しようとする日(以下「使用日」という。)の4月前の日から7日前の日まで (2) 市民が営利目的で使用する場合及び市民以外の者が使用する場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用日の3月前の日から7日前の日まで (3) 市民以外の者が営利目的で使用する場合 使用日の2月前の日から7日前の日まで <u>3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施</u>

(使用許可書の交付等) 第6条 指定管理者は、多目的室の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に交付するものとする。 2 前項の規定による交付は、利用料金の納付と引き換えに行うものとする。 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 4 使用者がやむを得ない理由により多目的室を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。 <u>(許可に関する手続の特例)</u> 第7条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは、<u>条例第10条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。</u>	<u>設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。))を使用する方法により行うことができる。</u> 4 <u>施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、使用日の8週間前の日から7日前の日までに申請を行わなければならない。</u> (使用許可書の交付等) 第6条 指定管理者は、多目的室の使用を許可したときは、施設使用許可書を申請者に<u>書面又は施設予約システムを使用する方法により</u>交付するものとする。 2 前項の規定による交付は、利用料金の納付と引き換えに行うものとする。 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設使用許可書を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 4 使用者がやむを得ない理由により多目的室を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。 <u>第7条 削除</u>
---	--

(3) 生駒市体育施設条例施行規則(平成元年12月生駒市教育委員会規則第8号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
(使用時間) 第2条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)の使用時間は、<u>別表</u>のとおりとする。ただし、条例第3条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ教	(使用時間) 第2条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)の使用時間は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、条例第3条の2に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらか

育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(使用の許可申請)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の2月前から使用日(午後5時以降の使用に係る申請書については前日)までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前2項の申請書の受付は、午前9時から午後5時15分までとする。

(入場券の交付)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、プールを個人使用し、又は当日使用しようとする者は、使用日に口頭等により指定管理者から入場券の交付を受けなければならない。

(使用許可書等の交付等)

第5条 指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。

- (1) 体育施設の使用(次号及び第3号に掲げる使用を除く。) 施設使用許可書
- (2) プールの個人使用及び当日使用 入場券

じめ教育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(使用の許可申請)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書は、別表第2に定める期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による使用の許可申請は、施設予約システム(生駒市の公共施設の使用の許可申請を電子情報処理組織(教育委員会又は指定管理者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該許可申請の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

4 施設予約システムにより使用の許可を受けようとする者は、別表第3に定める期間内に申請を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の申請書の受付は、午前9時から午後5時15分までとする。

(入場券の交付)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、プールを個人使用し、又は当日使用しようとする者は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)に口頭等により指定管理者から入場券の交付を受けなければならない。

(使用許可書等の交付等)

第5条 指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。ただし、第1号に定める書面にあっては、施設予約システムを使用する方法により交付することができる。

- (1) 体育施設の使用(次号及び第3号に掲げる使用を除く。) 施設使用許可書
- (2) プールの個人使用及び当日使用 入場券

(3) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証

- 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第1項に規定する書面を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項第1号に掲げる使用の許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

(許可に関する手続の特例)

第5条の2 第4条及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは、条例第4条第1項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

別表(第2条関係)

略

(3) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証

- 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第1項に規定する書面を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項第1号に掲げる使用の許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

別表第1(第2条関係)

略

別表第2(第4条関係)

	申請する期間	
	市内の者	市外の者
生駒市生駒北スポーツセンター体育館 生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかいやま公園体育館	使用日の 2 月前の日から使用日まで	使用日の 2 月前の日から使用日まで

<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室</u> <u>生駒市北大和体育館会議室</u> <u>生駒市市民体育館会議室</u> <u>生駒市小平尾南体育館会議室</u> <u>生駒市井出山体育館会議室</u> <u>生駒市総合公園体育館会議室</u>		<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館多目的室</u> <u>生駒市市民体育館多目的室</u> <u>生駒市総合公園体育館多目的室</u>		<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>
<u>生駒市武道館</u>	<u>専用使用</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>
	<u>個人使用</u>	<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター野球場</u> <u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド</u> <u>生駒市北大和野球場</u> <u>生駒市北大和グラウンド</u> <u>生駒市小平尾南少年グラウンド</u> <u>生駒市井出山グラウンド</u> <u>イモ山公園グラウンド</u>		<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 1 月前の日から使用日まで</u>

<u>生駒市総合公園グラウンド</u> <u>生駒市健民グラウンド</u> <u>むかいやま公園グラウンド</u>		
<u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック（個人使用）</u>	<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート</u> <u>生駒市浄化センターテニスコート</u> <u>イモ山公園テニスコート</u> <u>生駒市総合公園テニスコート</u> <u>滝寺公園テニスコート</u> <u>生駒山麓公園テニスコート</u> <u>むかいやま公園テニスコート</u> <u>生駒市健民テニスコート</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 1 月前の日から使用日まで</u>
<u>生駒市総合公園相撲場</u>	<u>使用日の 2 月前の日から使用日まで</u>	<u>使用日の 1 月前の日から使用日まで</u>

備考

- 1 「市内の者」とは、条例別表第3の1の表備考第4項第2号から第4号までに掲げる者をいう。
- 2 「市外の者」とは、前項に定める者以外の者をいう。
- 3 午後5時以降に体育施設を使用する場合の上表の適用については、同表中「使用日まで」とあるのは、「前日まで」とする。

別表第3(第4条関係)

	<u>申請する期間</u>	
	<u>市内の者</u>	<u>市外の者</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館</u> <u>生駒市北大和体育館</u> <u>生駒市市民体育館</u> <u>生駒市小平尾南体育館</u> <u>生駒市井出山体育館</u> <u>生駒市総合公園体育館</u> <u>むかいやま公園体育館</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター体育館会議室</u> <u>生駒市北大和体育館会議室</u> <u>生駒市市民体育館会議室</u> <u>生駒市小平尾南体育館会議室</u> <u>生駒市井出山体育館会議室</u> <u>生駒市総合公園体育館会議室</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>	<u>使用日の8週間前の日から10日前の日まで</u>
<u>生駒市生駒北スポーツ</u>	<u>使用日の8週間前の日</u>	<u>使用日の8週間前の日</u>

<u>センター体育館多目的室</u> <u>生駒市市民体育館多目的室</u> <u>生駒市総合公園体育館多目的室</u>		<u>から 10 日前の日まで</u>	<u>から 10 日前の日まで</u>
<u>生駒市武道館</u>	<u>専用使用</u>	<u>使用日の 8 週間前の日から 10 日前の日まで</u>	<u>使用日の 8 週間前の日から 10 日前の日まで</u>
	<u>個人使用</u>	<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンター野球場</u> <u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド</u> <u>生駒市北大和野球場</u> <u>生駒市北大和グラウンド</u> <u>生駒市小平尾南少年グラウンド</u> <u>生駒市井出山グラウンド</u> <u>イモ山公園グラウンド</u> <u>生駒市総合公園グラウンド</u> <u>生駒市健民グラウンド</u> <u>むかはやま公園グラウンド</u>		<u>使用日の 8 週間前の日から 10 日前の日まで</u>	<u>使用日の 4 週間前の日から 10 日前の日まで</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラック（個人使用）</u>		<u>使用日</u>	<u>使用日</u>
<u>生駒市生駒北スポーツセンターテニスコート</u> <u>生駒市浄化センターテニスコート</u>		<u>使用日の 6 週間前の日から 10 日前の日まで</u>	<u>使用日の 4 週間前の日から 10 日前の日まで</u>

<u>イモ山公園テニスコート</u> <u>生駒市総合公園テニスコート</u> <u>滝寺公園テニスコート</u> <u>生駒山麓公園テニスコート</u> <u>むかいやま公園テニスコート</u> <u>生駒市健民テニスコート</u>		
<u>生駒市総合公園相撲場</u>	<u>使用日の 8 週間前の日から 10 日前の日まで</u>	<u>使用日の 4 週間前の日から 10 日前の日まで</u>

備考

1 「市内の者」とは、条例別表第 3 の 1 の表備考第 4 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者をいう。

2 「市外の者」とは、前項に定める者以外の者をいう。